



建指第267-3号
平成30年6月8日

公益社団法人 全日本不動産協会茨城県本部長 殿

茨城県土木部都市局建築指導課長



阿見町区域指定の告示について

平素より、本県の開発行政にご協力頂き、御礼申し上げます。

標記の件について、茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例第6条第2項において準用する第4条第4項の規定に基づき、平成30年6月7日付で告示したことをお知らせいたします。

◇告示概要

- ・ 指定区域市町村 阿見町
- ・ 内容 都市計画法第34条第12号に基づき、条例第6条第1項第1号の規定に該当する開発行為が行われる、知事が指定する土地の区域（新規）
- ・ 指定区域の名称及び土地の区域 茨城県報 第3002号（平成30年6月7日）
茨城県告示第757号を参照ください。
- ・ 既存集落の区分 第1種集落、第4種集落
- ・ 関係図書の閲覧場所 茨城県土木部都市局建築指導課
茨城県県南県民センター建築指導課
阿見町産業建設部都市計画課

◇連絡先

茨城県土木部都市局建築指導課
宅地G 関根
TEL 029-301-4732
FAX 029-301-4739



茨城県報 第 3002 号

平成30年6月7日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

●救急医療協力病院の名称の変更 (医療政策課)	2
●救急医療協力診療所の指定取消し (医療政策課)	2
●指定障害児通所支援事業者の指定 (2件) (障害福祉課)	2
●指定障害児通所支援事業者の指定更新 (障害福祉課)	3
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定 (3件) (障害福祉課)	3
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指 定更新 (障害福祉課)	4
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関 (育成 医療・更正医療) の指定 (障害福祉課)	4
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関 (精神 通院医療) の指定 (障害福祉課)	4
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関 (育成 医療・更正医療) の指定更新 (障害福祉課)	5
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関 (精神 通院医療) の指定更新 (障害福祉課)	5
●犬規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3件) (中小企業課)	6
●せん・かご漁業のうち沖合かご漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間 (漁政課)	8
●定款変更の認可 (農村計画課)	8
●茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の規定に基づく区域の指定 (建築指導課)	8
(公 安 委 員 会)	
●少年指導委員の委嘱	9
公 告	
●開発行為の工事完了 (3件) (建築指導課)	10
正 誤	
●平成30年5月31日付け茨城県報第3000号中	10

ベルチ土浦

土浦市有明町 1 番 30 号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成 30 年 2 月 5 日

イ 変更しようとする事項

駐輪場の位置

(3) 届出年月日

平成 30 年 1 月 26 日

2 市町村の意見

事 項	土浦市からの意見の概要
ア 歩行者の通行の利便の確保等	・土浦市公園街路課との協議が必要と考えます。
イ 防災・防犯・青少年の非行防止対策への協力	・Jアラート発報の際は、地下駐輪場への避難者受け入れにご協力ください。

理 由

・周辺の地域の住民及び商業その他の業務の利便の確保のため。

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第 755 号

茨城県海面漁業調整規則 (昭和 39 年茨城県規則第 87 号) 第 8 条第 2 項の規定に基づき、せん・かご漁業のうち沖合かご漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

平成 30 年 6 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

申請期間 平成 30 年 6 月 7 日から平成 30 年 6 月 15 日まで

茨城県告示第 756 号

佐倉信太土地改良区から平成 30 年 5 月 22 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 30 条第 2 項の規定により同年 5 月 29 日認可した。

平成 30 年 6 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第 757 号

茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例 (平成 14 年茨城県条例第 26 号) 第 6 条第 2 項において準用する第 4 条第 4 項の規定により、次のとおり、指定区域を告示する。

なお、その関係図書は、阿見町、茨城県土木部都市局建築指導課及び県南県民センター建築指導課において保管し、公衆の閲覧に供する。

平成30年6月7日

茨城県知事 大井川 和彦

指定する区域の名称 (番号)	土地の区域	既存集落の 区分
阿見町上島津地区 (12-1)	阿見町大字島津 字土宮下、字中道、字根土内、字廻間、 字寮ノ下及び字寮ノ台の各全部 字片岸、字上池田、字小泉、字小泉台、 字山王下、字山王山、字砂田、字宿、字 出戸、字寺田、字中畑、字中万坊、字根 木内、字根土内後、字根土内前、字伸戸、 字舟戸、字南浦及び字山下の各一部	第4種集落
阿見町下島津地区 (12-2)	阿見町大字島津 字後原、字中坪及び字原の各全部 字池田淵、字大久保、字釜田、字山王下、 字下池田、字新屋敷、字廟ノ下、字長浜、 字西崎、字藤ノ下、字ムクラ内及び字若 宮の各一部	第4種集落
阿見町上条地区 (12-3)	阿見町大字上条 字東町、字台田、字台坪、字堀ノ内、字 南坪及び字門の各全部 字池ノ台、字平、字塚越、字仲荒地、字 掘頭坪及び字横町の各一部	第4種集落
阿見町追原地区 (12-4)	阿見町大字追原 字覚生塚、字後、字新屋敷、字諏訪下後、 字根方下及び字堀尻の各全部 字宇田、字宇田ノ下、字柿ノ下、字栗内、 字栗内前、字源兵エ後、字新地、字諏訪 ノ後、字西福寺向、字田部、字台畑、字 田部後、字田部山、字辻、字辻ノ下、字 西ノ入、字西ノ前、字根方、字根方向、 字房地及び字孫正地の各一部	第4種集落
阿見町君島地区 (12-5)	阿見町大字君島 字王府田、字鍛冶屋、字君島、字下り、 字白山、字新林、字平、字天神、字通神、 字羽黒、字歩越及び字元林の各一部	第1種集落
阿見町福田地区 (12-6)	阿見町大字福田 字古城の全部 字雨久保、字上畑、字新地、字十郎山、 字辺田、字本郷、字宮台、字宮脇及び字 吉子の各一部	第4種集落

(公安委員会)

茨城県公安委員会告示第58号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年6月7日

茨城県公安委員会委員長 諸岡 信裕

氏名	連絡先
大場 政義	水戸警察署生活安全課
矢島 智子	水戸警察署生活安全課
遠藤 道章	神栖警察署生活安全課
篠塚 典幸	神栖警察署生活安全課